

2026 年度第 2 回袋井市森町広域行政組合公有財産売却に係る一般競争

入札に関する公告

公有財産（自動車）の売却について、次のとおり紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

2026 年 10 月 13 日

袋井市森町広域行政組合

管理者 袋井市長 大場 規之

1 一般競争入札に付する物件

以下の公有財産（自動車）を入札に付し、売り払う。

整理番号	物品名	走行距離	予定価格	入札保証金
	水槽付き消防 ポンプ自動車	60,061Km	300,000 円	30,000 円

備考 予定価格とは、あらかじめ袋井市森町広域行政組合が定めた最低落札価格をいう。

予定価格には、消費税及び地方消費税並びに自動車リサイクル料に相当する額を含む。

走行距離は、保有場所への移動があるため若干の増加がある場合がある。

自動車登録は、一時抹消登録済

2 参加資格者

個人及び法人で以下に該当する者は除く。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められる者
- (2) 袋井市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 28 日条例第 30 号）第 2 条第 1 号から第

3号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等並びに第6条第3項の規定に該当する者及びその利害関係者と認められる者

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員に該当すると認められる者

(4) 前記(2)から(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(5) 日本語を完全に理解できない者、ただしその代理人が日本語を理解できる場合は除く。

(6) 袋井市森町広域行政組合インターネット公有財産売却ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約および官公庁オークションガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

(7) 公有財産売却一般競争入札参加申込書及び必要書類を指定した期日までに提出しなかった者

(8) 公有財産の買受について、一定の資格その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

(9) 袋井市森町広域行政組合職員

3 入札の参加申込み等に関する事項

入札に関する物件の示す期間は、2026年10月13日（火）から2026年12月15日（火）までとし、場所は、袋井市ホームページ及び公有財産売却システムとする。

(1) 入札参加仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、2026年10月30日（金）13時から2026年11月17日（火）14時までの間に、公有財産売却システムの画面上で入札参加仮申込み等一連の手続きを行わなければならない。

(2) 入札参加申込み（本申込み）

一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加仮申込み手続きを完了した後、2026 年 10 月 30 日（金）13 時から 2026 年 12 月 1 日（火）13 時までの間に袋井市ホームページ中の袋井消防本部のページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書」及びその他必要書類を印刷し、必要事項を記入・印鑑登録印を押印後、住民票（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書））及び印鑑登録証明書（いずれも発行日から 3 カ月以内原本に限る。）、委任状、免許証の写しを添付の上、袋井市森町広域行政組合袋井消防本部警防課（8 時 30 分から 17 時 15 分まで（土日祝日を除く））に申込むこと。（郵便の場合は）2026 年 12 月 1 日（火）まで消印有効※消印が確認できないものは、12 月 1 日（火）17 時 15 分までに到着したものに限る。）申込書など一式の郵送費用は、参加申込者の負担となります。

(3) 公有財産売却においては、特定の物件の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

(4) 提出書類等について （5 月に提出した方は申込書のみ送付）

参加申込みの「本申込み」において、次の書類を提出しなければならない。

なお、提出された書類は返却しない。

【個人の場合】

- ・住民票（原本）1 通
- ・印鑑登録証明書（原本）1 通
- ・委任状（代理人により入札参加する場合のみ必要）
- ・運転免許証の写し 1 通

【法人の場合】

- ・商業登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（原本）1 通
- ・印鑑登録証明書（原本）1 通

- ・委任状（代理人により入札参加する場合のみ必要）

【代理人の必要書類】

- ・住民票（法人の場合は、商業登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書））1通
- ・印鑑登録証明書（原本）1通

(5) 入札保証金

入札保証金の額は、入札物件の予定価格（最低落札価格）の100分の10の額とする。

入札保証金の納付方法は、クレジットカードによる納付のみとする。2026年12月22日（火）までに納付の確認ができなければならない。（入札保証金には利息を付さない。）

仮登録申込み時に、公有財産売却システム上の所定の手続きに従って納付すること。

(6) 入札保証金の充当

落札者が納付した入札保証金は、売買契約締結時の契約保証金の全部に充当するものとする。

(7) その他

入札保証金の納付を行なわなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、一般競争入札に参加することができない。

4 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加しようとする者は、以下のすべてに同意するものとする。

ア 公有財産売却の参加申込みを行う際に住民登録をされている住所、氏名などを、公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却参加者情報及び紀尾井町戦略研究所株式会社IDに登録

されているメールアドレスを袋井市森町広域行政組合に開示され、かつ袋井市森町広域行政組合がこれらの情報を、袋井市森町広域行政組合文書取扱規程に基づき保存すること。

ウ 落札者の紀尾井町戦略研究所株式会社 ID 及び落札価格を袋井市ホームページ及び公有財産売却システム上において一定期間公開されること。

エ 袋井市森町広域行政組合が収集した個人情報をもとに地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づく一般競争入札の参加者資格審査などを行うことを目的として利用すること。

オ 袋井市森町広域行政組合から公有財産売却の参加者に対し紀尾井町戦略研究所株式会社 ID で承認されているメールアドレスに、公有財産売却に関するお知らせなどを電子メールにて送信すること。

5 契約条項を示す場所及び期間

入札関係書（袋井市森町広域行政組合インターネット公有財産売却ガイドライン等）は、袋井市ホームページ内の袋井消防本部のページ及び公有財産売却システムにおいて、2026 年 12 月 15 日（火）17 時まで閲覧に提供する。

6 入札物件の下見会

(1) 日 時 2026 年 11 月 4 日（水）から 2026 年 11 月 5 日（木）

10 時から 16 時まで

(2) 場 所 袋井市森町広域行政組合袋井消防署

静岡県袋井市国本 2907 番地

(3) 問合せ先 袋井市森町広域行政組合

袋井消防本部警防課（電話 0538-44-5112）

(4) その他

- ・参加希望者は、2026 年 10 月 30 日（金）16 時までに袋井消防本部警防課へ電話連絡すること。
- ・当日の直接参加はできない。
- ・物品の試運転はできない。
- ・事前に入札物件を確認しなくても入札参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了解しているものとみなす。
- ・下見会以外では、実際に物件を見ることができない。
- ・災害等により急遽中止となる場合があります。

7 入札の場所及び期間

- | | |
|----------|--|
| (1) 場 所 | 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上 |
| (2) 入札期間 | 2026 年 12 月 1 日（火）13 時から
2026 年 12 月 8 日（火）13 時まで |
| (3) 入札確定 | 2026 年 12 月 10 日（木）17 時 |

8 入札の方法

- (1) 入札とは、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録することをいう。
- (2) 参加本申込み及び入札保証金の納付の事実を袋井市森町広域行政組合が確認できた参加申込者本人の紀尾井町戦略研究所株式会社 ID のみで入札が可能。代理人の場合は代理人の紀尾井町戦略研究所株式会社 ID により代理人が手続きを行うこと。
- (3) 入札金額は、消費税及び地方消費税に相当する額並びに自動車リサイクル料金を含む金額を入力すること。
- (4) 一度行った入札は、入札者の都合による取消や変更はできない。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者、虚偽の申請を行った者が行った入札、袋井市契約規則及び袋井市森町広域行政組合インターネット公有財産売却ガイドラインに規定する条項に違反した者の入札は、無効とする。

10 落札者の決定

- (1) 入札期間終了後、袋井市森町広域行政組合は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。落札者が入力ミス等で辞退した場合は次点の入札者を落札者と決定する。

なお、落札者の決定にあたっては、落札者の紀尾井町戦略研究所株式会社 ID を落札者の氏名（名称）とみなす。

- (2) 落札者の紀尾井町戦略研究所株式会社 ID 及び落札価格については、袋井市ホームページ及び紀尾井町戦略研究所株式会社・官公庁オークション上に一定期間公開する。
- (3) 落札者には、袋井市森町広域行政組合から入札終了後、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社 ID で承認されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信する。
- (4) 当該電子メールに表示されている整理番号がある場合は、袋井市森町広域行政組合に連絡する際や書類を提出する際などに必要となる。
- (5) 当該電子メールが落札者に到達しないために袋井市森町広域行政組合が落札者との契約締結及び売買代金の納付を代金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金は袋井市森町広域行政組合に帰属する。

11 落札者決定の取消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがある。

この場合、売却物品の所有権は落札者に移転しない。また、納付された入札保証金は原則返還しない。

12 売買契約の締結

- (1) 落札者は、落札の通知を受けてから 7 日以内の（土曜日、日曜日及び休日を含む）2026 年 12 月 16 日（水）17 時までに契約を締結しなければならない。契約の際には、袋井市森町広域行政組合袋井消防本部警防課が送付する契約書 2 部に必要事項を記入、押印の上、次の書類を添付して袋井市森町広域行政組合袋井消防本部警防課に直接持参または郵送（特定記録郵便または書留郵便に限る）すること。

・契約書添付書類「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」

- (2) 売買代金は、入札した金額とする。

- (3) 契約保証金の額は、入札保証金の額と同額とし、入札保証金は契約保証金に全額充当できる。ただし、契約締結後に契約書に定める契約者の義務の不履行及びその他の理由により契約の解除となった場合は、落札金額の 100 分の 10 の金額違約金として、既納の契約保証金額を除いた額に相当する金額を袋井市森町広域行政組合に納付しなければならない。

- (4) 契約締結後に発覚した物品の瑕疵や発生した物品の破損、焼失など袋井市森町広域行政組合の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできない。

- (5) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、袋井市森町広域行政組合に帰属することになる。

- (6) 契約後に落札者が、入札参加資格に該当しないと判断した場合は、当該契約を解除する。

13 売買代金の納入

- (1) 落札者は、下記日程に袋井市森町広域行政組合が納付を確認できるよう、売買代金と契約保証金との差額（売買代金の残金）を一括で納付すること。

・代金納付期限 2026年12月22日（火）14時30分

契約保証金は、契約者が売買代金の納付を行わないなど、契約者の義務を履行しない場合には、袋井市森町広域行政組合に帰属することになる。

(2) 売買代金の残金の納付方法

売買代金の残金は契約締結後、袋井市森町広域行政組合が指定する口座に納付すること。なお、売買代金の残金の納付に係る費用は落札者の負担となる。

14 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後全額返還する。

なお、参加申込みを行ったものの、入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となる。

クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としがおこなわれない。ただし、入札参加者のクレジットカードの引き落とし期限などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がある。

15 所有権の移転

- (1) 売買物件の所有権は、落札者が売却代金を完納した時に移転する。
- (2) 落札者は、売却代金を完納後速やかに袋井市森町広域行政組合袋井消防本部警防課に「保管依頼書」を提出すること。

16 名義変更等

- (1) 所有権の移転後、袋井市森町広域行政組合袋井消防本部警防課へ名義変更に必要な書類に係る「公有財産移転登録等請求書」を提出すること。「譲渡証明書」及び

「登録識別情報等通知書」並びに「委託証明書」は、売買代金の完納確認後に交付する。

また、物品の引き渡し後、1週間以内に、入札参加申込書に記載された名義により、一時抹消登録中の所有者変更を行い、その証明ができる書類（「登録識別情報等通知書」の写し）を袋井市森町広域行政組合袋井消防本部警防課へ提出すること。

- (2) 売却物品を公道で走行させるための仮ナンバーの取得及び所有権の移転に伴う道路運送車両法の規定に基づく手続き並びにその他の一切の法律や諸規則に関する手続きと費用負担は落札者が行うものとする。

17 売買物品の引き渡し

- (1) 売買物品の引き渡しは、売買代金の完納を確認した後とする。
- (2) 引き渡し場所は、袋井市森町広域行政組合袋井消防本部（袋井市国本 2907 番地）とする。
- (3) 引き渡し時に車両の鍵及び必要な書類を引き渡す。
- (4) 引き渡し日及び時間は、土日祝を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、その期限は、所有権移転の日から 10 日以内とする。引き渡しの日時については、袋井市森町広域行政組合袋井消防本部警防課との協議及びその指示によること。
- (5) 売買物品は現状引き渡しとなるので、引き渡し後の不調や不具合についての保証は一切行わない。
- (6) 売買物品の移送は、落札者の責任のもと行うものとし、移送に係る費用は落札者が負担すること。
- (7) 引き渡しに際し、袋井市森町広域行政組合袋井消防本部において売買物品の一時抹消登録を事前に行うので、使用に際しては、道路運送車両法に基づく登録手続き（中古新規登録等）を買受人において行うこと。

18 その他の注意事項

- (1) 入札には、公有財産売却システム上の物件詳細等及び袋井市森町広域行政組合インターネット公有財産売却ガイドライン並びに袋井市森町広域行政組合入札告示をよく読んで参加すること。
- (2) 原則として、公有財産を落札後、売買契約を締結した時点で、落札者に当該物件に係る危険負担が移転する。また、売払代金の残額を納付した時点で、所有権は落札者に移転する。
- (3) 売買契約は、入札参加申込書に記載された名義で行う。
- (4) 入札保証金及び契約保証金は、その受入れ期間について利息は付さない。
- (5) 売却物品は、長期に渡り通行の走行・稼働をしていない状態であるが、このことによる車両の自走に関することを含むその他の影響等、袋井市森町広域行政組合は確認していないため、これらの補修及びその費用負担について袋井市森町広域行政組合は対応しない。
- (6) 売却物品は、経年による劣化、使用による傷及び不具合が複数箇所あるので、十分理解した上で入札すること。また、売却物品の不具合、故障箇所、傷、外装の腐食、汚れ、塗装のはがれ、内部の汚れ等については、修理、洗浄及びその他の費用負担等について袋井市森町広域行政組合は対応しない。
- (7) 売却物品の引渡しは、現状のまま行う。
- (8) 売買契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となる。
- (9) やむを得ない事情により入札を中止することがある。これにより入札参加者などに損害が発生した場合、袋井市森町広域行政組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負わない。
- (10) 売却システムの不具合及び入札参加者などが使用する機器やネットワークの不備・不具合に起因して生じた損害について袋井市森町広域行政組合は損害の種類・

程度にかかわらず責任を負わない。

(11)入札参加者などのクレジットカード決済システムの不備・不具合に起因して生じた損害について袋井市森町広域行政組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負わない。

(12)売買契約締結後に売払物品に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償等の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(13)この公告に定めのない事項については、袋井市森町広域行政組合インターネット公有財産売却ガイドライン、袋井市契約規則及びその他関係法令の定めるところによる。

19 問合せ先

袋井市森町広域行政組合袋井消防本部警防課警防企画係

〒437-0012 静岡県袋井市国本 2907 番地

電話番号 0538-44-5112

E-mail shobokeibo@city.fukuroi.shizuoka.jp